

掛川市告示第27号

掛川市指定金融機関等の指定（平成17年掛川市告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

3の表中

「

静岡県労働金庫 掛川支店	掛川市中央2丁目5番地の6	本店及び支店
株式会社みずほ銀行 浜松支店	浜松市中区鍛冶町332番地の1	本店、支店及び出張所

」

を

「

静岡県労働金庫 掛川支店	掛川市中央2丁目5番地の6	本店及び支店
浜松信用金庫 磐田支店	磐田市二之宮東9番地13	本店及び支店
株式会社みずほ銀行 浜松支店	浜松市中区鍛冶町332番地の1	本店、支店及び出張所

」

に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。